

事 務 連 絡
令和3年1月13日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた
対応について（依頼）

本日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日持ち回りにて開催された第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴協会におかれては、傘下会員に対して、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の推進等改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡及び第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（参考URL）（新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）資料）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030113.pdf